

東京税理士会日本橋支部・京橋支部合同開催

# 地方税説明会

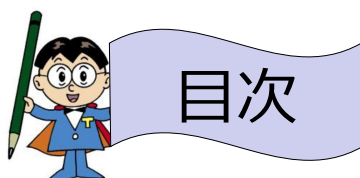
---



## 法人事業税・都民税



令和4年10月25日  
東京都中央都税事務所  
法人事業税課



## 目次

### I 税制改正

- 1 外形標準課税法人に対する所得割の税率の見直し ..... 1
- 2 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し ..... 2~5
- 3 グループ通算制度に関する届出・様式 ..... 6~10

### II 電子申告関係

- 1 東京都からの送付物の変更 ..... 11~12
- 2 電子申告・申請等の手続 ..... 13~14
- 3 利便性の向上
  - ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除及び  
国・地方を通じた財務諸表提出先の一元化(ワンスオンリー) ..... 15
  - ・ 法人設立届出書等の電子的提出の一元化(ワンストップ)及び  
別表・添付書類の追加送信機能 ..... 16

### III 申告等の際のご案内

- 1 納付書の記載方法 ..... 17~20
- 2 異動届出書の添付書類 ..... 21~24
- 3 eLTAXご利用上の注意点 ..... 25~26
- 4 ホームページのご案内 ..... 27~32

# I - 1 外形標準課税法人に対する所得割の税率の見直し

令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

事業の区分 (地方税法 第72条の2 第1項各号)	法人の 種類	事業税の区分		改正後		改正前			
				令和4年4月1日以後 に開始する事業年度		令和4年3月31日まで に開始する事業年度			
				(標準税率)	超過税率	(標準税率)	超過税率		
1号	外形標準 課税法人 <sup>※1</sup>	所得 割	適 軽 用 減 法 税 人 率	年400万円以下の所得	(1.0) <sup>※2,3</sup>	1.18 <sup>※3</sup>	(0.4) <sup>※2</sup>	0.495	
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	(0.7) <sup>※2</sup>			0.835		
			年800万円を超える所得	(1.0) <sup>※2</sup>			1.18		
			軽減税率不適用法人						
			付加価値割	—	1.26	—	1.26		
	資本割	—	0.525	—	0.525				

- ※1 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・財団法人は除く。）を指します。
- ※2 ( )内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。
- ※3 本改正前は外形標準課税法人の場合も軽減税率を適用する場合がありますでしたが、本改正により、外形標準課税法人については、軽減税率の適用対象外となりました。

1

# I - 2 ①ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

①平成30年3月31日までに開始する事業年度

事業類型	課税方式
ガス供給業	収入割

②平成30年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度

法人類型	事業類型	ガス製造事業	ガス小売事業	一般ガス導管事業 特定ガス導管事業
	ガス製造事業者		収入割	収入割
旧一般ガスみなしガス小売事業者 (経過措置料金規制対象者に限る。)		—	収入割	収入割
上記以外のガス事業者		—	所得等課税事業の 課税方式 (※)	収入割

※ 所得割（資本金1億円超の普通法人である場合は所得割、付加価値割及び資本割）による課税となります。

2

## I-2 ①ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

③令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

法人類型		事業類型	ガス製造事業	ガス小売事業	一般ガス導管事業 特定ガス導管事業 (導管ガス供給業)
ガス製造事業者	特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内においてガス製造事業を行うもの	(特定ガス供給業) 収入割+付加価値割+資本割 (※1)			収入割
	上記以外のもの	所得等課税事業の課税方式 (※2)	所得等課税事業の課税方式 (※2)	収入割	
旧一般ガスみなしガス小売事業者 (経過措置料金規制対象者に限る。)		—	所得等課税事業の課税方式 (※2)	収入割	
上記以外のガス事業者		—	所得等課税事業の課税方式 (※2)	収入割	

※1 「特定ガス供給業」とは、ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（ガス事業法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行うものに限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。）をいいます。

※2 所得割（1億円超の普通法人である場合は所得割、付加価値割及び資本割）による課税となります。

3

## I-2 ②ガス供給業に係る法人事業税の税率

令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

事業の区分 (地方税法第72条 の2第1項各号)	法人の種類	事業税の区分	税率(%)		
			不均一課税 適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	
1号 2号及び 3号及び 4号以外 の事業	① 普通法人	所得割 軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	3.5	3.75
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665
			年800万円を超える所得	7.0	7.48
	③ 外形標準課税法人 [資本金の額(又は出資 金の額)が1億円を超え る普通法人]	所得割	(1.0)	1.18	
		付加価値割	—	1.26	
	資本割	—	0.525		
2号	ガス供給業(導管ガス供給業に限る)	収入割	1.0	1.065	
4号	特定ガス供給業	収入割	(0.48)	0.519	
		付加価値割	—	0.8085	
		資本割	—	0.336	

※ 1号事業②特別法人及び3号事業の税率は記載を省略しています。

※ 4号事業を行う法人は、第6号様式(その3)により確定申告をしていただくことになります。

4



## I - 3 ②グループ通算制度開始の場合の特例延長

### 法人二税における特例延長の申請・届出

#### ■法人税（都民税）

通算承認を受けた場合、通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、通算承認の効力が生じる前に受けていた延長の特例の効力を失います。（法75の2⑪-5）  
「申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（第14号様式）」をご提出ください。

（法53条第61項）

#### ■事業税

法人税のような規定がないため、通算承認前に受けていた延長の効力を失いません。

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書  
（第14号様式）

令和 年 月 日	届出事項	発信年月日	確認	受付欄	入力	道府県	市町村	通知
東京都	都税事務所長 支庁長 殿							
所在地及び電話番号		(電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名								
経理責任者氏名								
資本金の額又は 出資金の額		円						
法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出(都民税関係)								
令和 年 月 日から	事業年度分	から法人税の	確定申告書	の提出期限の延長に	令和 年 月 日まで	連絡事業年度分	連絡確定申告書	
[ その延長の効力が取り消された ]								

申告書の提出期限の延長の処分等の  
届出書・承認等の申請書(第13号の2様式)

令和 年 月 日	届出事項	発信年月日	確認	受付欄	入力	道府県	市町村	通知
東京都	都税事務所長 支庁長 殿							
所在地及び電話番号		(電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名								
経理責任者氏名								
資本金の額又は 出資金の額		円						
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(都民税関係)								
令和 年 月 日からの	事業年度分	から法人税の	確定申告書	の提出期限の延長について	令和 年 月 日まで	連絡事業年度分	連絡確定申告書	
[ 下記のとおり延長の効力があった ]								

通算承認に伴う延長承認を受けたい場合は、『申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（第13号の2様式）』をご提出ください。

7

## I - 3 ③グループ通算制度に伴う様式改正等

令和3年9月30日、令和4年3月31日及び同年7月25日付  
地方税法施行規則様式改正への対応について

(法人事業税・特別法人事業税・法人都民税)

- ◆ 令和3年9月30日、令和4年3月31日及び同年7月25日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、総務省のホームページに掲載されています。  
(令和3年総務省令第97号、令和4年総務省令第27号、第48号)
- ◆ 今回の改正を受け、東京都では現在、様式の改定を行っています。
- ◆ 改定後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として改定前の様式により申告・申請等いただいで差し支えありません。

8

## 通算法人に係る法人税割（課税標準関係）の様式



法人税割の課税標準関係で、6種類の様式が新設されたよ。

様式番号	名称	備考
第6号様式別表1	通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	新設
第6号様式別表2	控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書	新設
第6号様式別表2の2	控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書	新設
第6号様式別表2の3	控除対象通算対象所得調整額の控除明細書	新設
第6号様式別表2の4	控除対象配賦欠損調整額の控除明細書	新設
第6号様式別表2の6	控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書	新設

9

## 連結法人等に係る法人税割（課税標準関係）の様式

連結法人等に係る様式の省令・規則番号が改正されているよ。



様式番号	名称	改正前の様式番号
第6号様式別表1の3	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書	第6号様式別表1
第6号様式別表2の5	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書	第6号様式別表2の3
第6号様式別表2の7	控除対象個別帰属調整額の控除明細書	第6号様式別表2
第6号様式別表2の8	控除対象個別帰属税額の控除明細書	第6号様式別表2の2

10

## Ⅱ - 1 ①東京都からの送付物の変更 (電子申告利用法人)

### ●送付物の変更

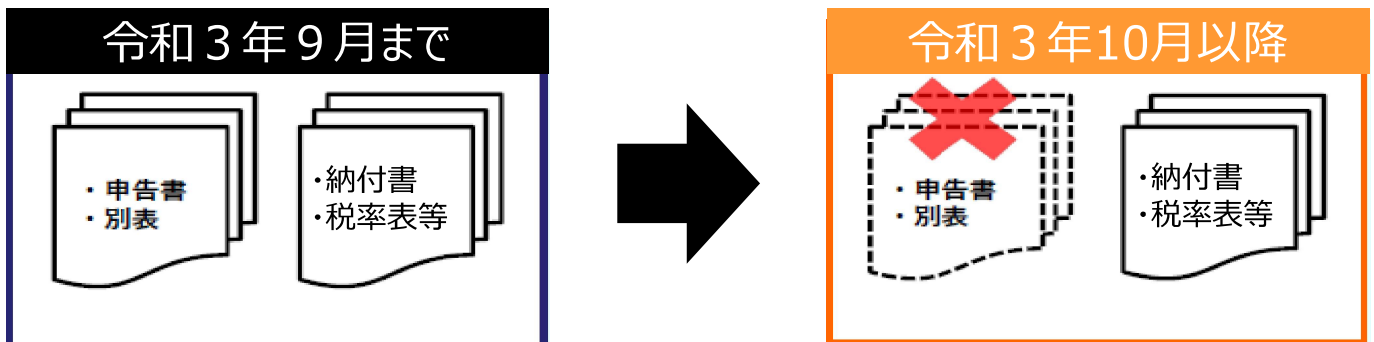
申告書、別表の送付を取りやめ、**納付書と税率表等のみ**送付しています。

#### 時 期

**令和3年10月**送付分から

#### 対 象

**電子申告利用法人**(eLTAXの利用届出を提出した法人)



11

## Ⅱ - 1 ②東京都からの送付物の変更 (大法人)

### ●送付物の変更

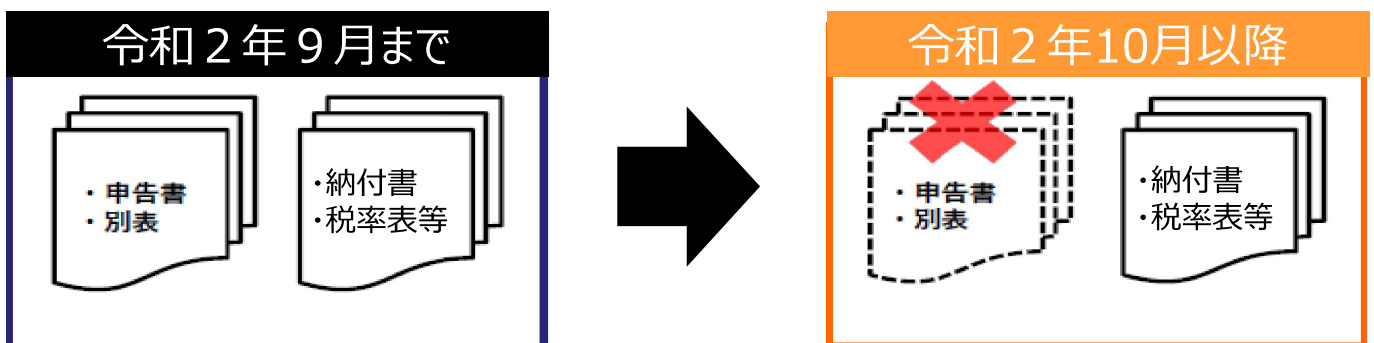
申告書、別表の送付を取りやめ、**納付書と税率表等のみ**送付しています。

#### 時 期

**令和2年10月**送付分から

#### 対 象

**電子申告が義務化された大法人**



12

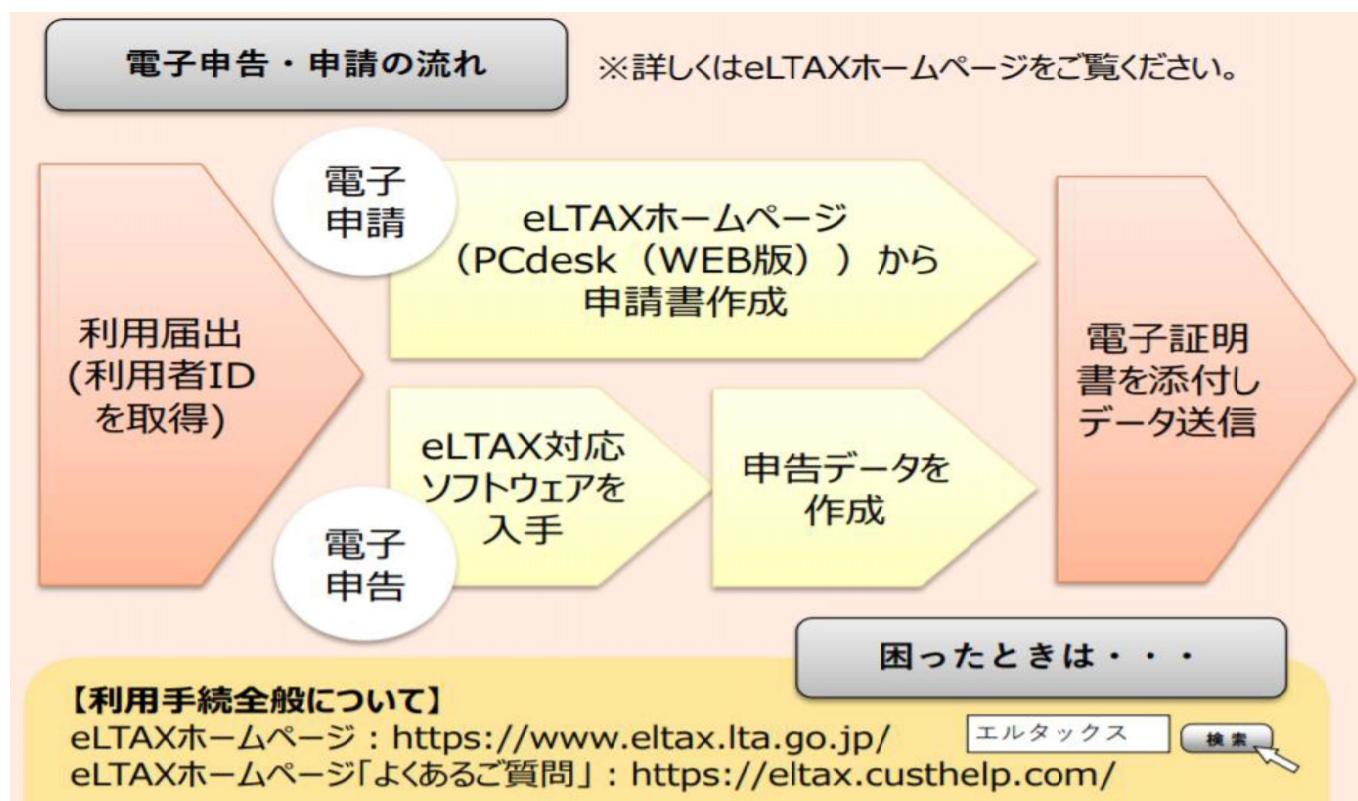


## II - 2 電子申告・申請等の手続



税目 手続	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税
電子申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定申告</li> <li>・確定申告</li> <li>・清算確定申告</li> <li>・中間申告</li> <li>・均等割申告</li> <li>・修正申告</li> </ul> など
電子申請・届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立・設置届出</li> <li>・法人事業税減免申請(中小企業者向け省エネ促進税制)</li> <li>・更正の請求</li> <li>・申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請</li> <li>・法人税に係るグループ通算制度(連結納税)の承認等の届出</li> </ul> など
電子納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本税の納付</li> <li>・加算金の納付</li> <li>・見込納付</li> <li>・延滞金の納付</li> <li>・みなし納付</li> </ul>

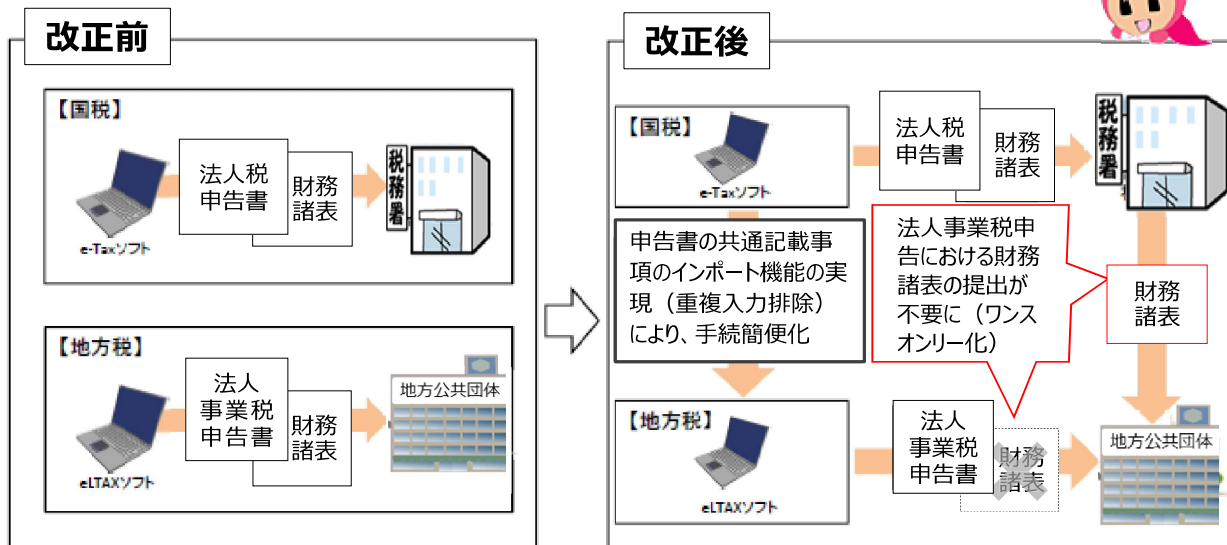
## II - 2 電子申告・申請等の手続



## II - 3 利便性の向上

財務諸表の提出先一元化等、利便性の向上を図りました。

### 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除及び 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化



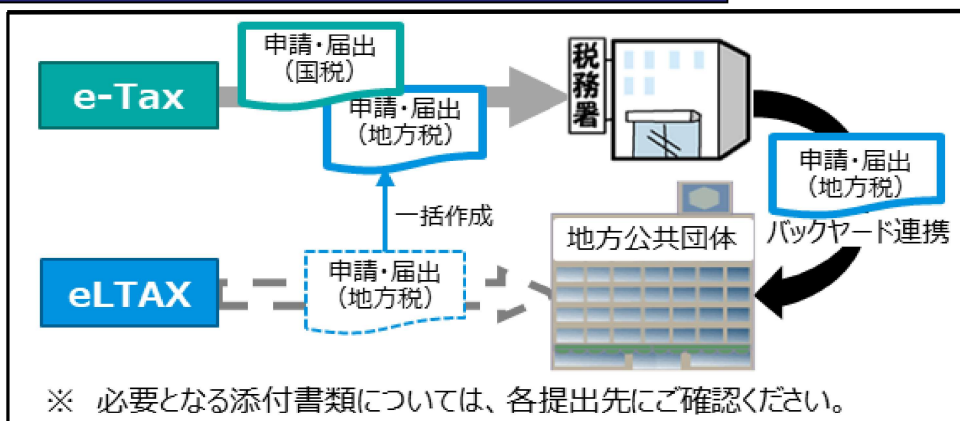
・ 地方税において財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の添付義務のある法人（※）が法人税の申告における財務諸表をe-Taxにより提出した場合には、国・地方当局間の情報連携により法人事業税の申告における**財務諸表の提出が不要とされました。（令和2年4月1日以後に終了する事業年度から）**

※ 地方税法において財務諸表の添付義務がある法人とは、以下の法人を言います。

➔ 外形標準課税法人、電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人

15

### 法人設立届出書等の電子的提出の一元化



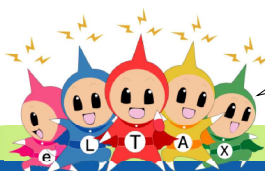
法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、**データの一括作成及びe-Taxによる一括送信が可能です。**

### 別表・添付書類の追加送信機能

申告/申請・届出時に、別表や添付書類を個別に追加送信ができます。また、送信容量の制限で一度では送り切れなかったデータも、複数回に分けて送信することが可能です。

元データのポータルセンタ受付日から90日以内に限り追加送信可能です。

送信データには、「追加送信表」が付与され、新たな受付番号が付番されます。



16

# Ⅲ - 1 納付書の記載方法 ~ 基本項目 ~

納付書コード 130001 法人 特別法人事業税 領収証書 610  
 東京都 00120-9-960610 東京都会計管理者  
 所在地 中央区新富2-6-1  
 名称 ××× 株式会社 (電話 03-3553-2151) ①  
 事務所・管理番号・事業年度・申告区分は必ず記入してください。  
 年度税目申告年月日事務所管理番号  
 040204113002 6299999 ②  
 事業年度又は通結事業年度申告区分  
 3年10月1日から4年9月30日 確定  
 法人税割額 01 34200  
 均等割額 02 70000  
 延滞金 03  
 計 04 104200  
 所得割額 05 114100 ③  
 付加価値割額 06  
 資本割額 07  
 収入割額 08  
 特別法人事業税額 09 42200  
 計(05~09) 10 156300  
 延滞金 11  
 過少申告加算金 12  
 不申告加算金 13  
 重加算金 14  
 計(10~14) 15 156300  
 合計額 16 ④ ¥260500  
 納期限 4年11月30日  
 課税事務所 中央都税事務所  
 上記のとおり領収しました。(納税者保管)  
 ◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出ください。

- ① 電話番号は必ずご記入ください。
- ② 管理番号が分かりましたら、ご記入をお願いします。
- ③ マイナス表示をせず、充当額を差し引いた金額あるいは割ごと（特別法人事業税も同様）の増減を相殺した後の増差税額を記入してください。
- ④ 合計金額の頭初には¥の記号をご記入ください。
- ⑤ 納期限が過ぎていてもご利用できます。

\* 納付書は主税局 HPよりダウンロードできます。  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/index-z1.html>

# Ⅲ - 1 納付書の記載方法

~ 中間申告後の確定申告で、納付と還付が混在した場合 ~

## 事例 1

法人事業税・特別法人事業税内の各割間、法人住民税内各割間で納付と還付が混在

## 記載方法

● 納付額と還付額の相殺後の税額を記載してください。

<確定申告の内容>

法人事業税	所得割	△500	都民税 法人税割	△100
	付加価値割	1,100		
	資本割	300	都民税 均等割	700
特別法人事業税	△200			

<確定申告時の納付書 記載例>

法人住民税	法人税割額	01	(0)
	均等割額	02	600
	計	04	600
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05	(0)
	付加価値割額	06	400
	資本割額	07	300
	特別法人事業税額	09	(0)
	計	10	700
合計額	16	1,300	

### Ⅲ－1 納付書の記載方法

～ 中間申告後の確定申告で、納付と還付が混在した場合～

#### 事例 2

#### 【申告期限の延長承認を受けている法人】

法人事業税・特別法人事業税と都民税との間で納付と還付が混在

#### 記載方法

- 法人事業税・特別法人事業税と法人都民税間では、納付額と還付額を相殺せず、また、マイナスは記載しないでください。

<確定申告の内容>

法人事業税	所得割	△300	都民税 法人税割	△200
	付加価値割	0		
	資本割	0	都民税 均等割	1,000
特別法人事業税	△100			

※ 本事例の所得割△300と特別税△100は後日還付となります。

<確定申告時の納付書 記載例>

法人 都民税	法人税割額	01	(0)
	均等割額	02	800
	計	04	800
法人 事業税・ 特別法人 事業税	所得割額	05	(0)
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	特別法人事業税額	09	(0)
	計	10	
合計額	16	800	

19

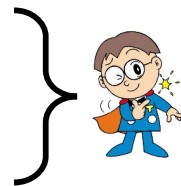
### Ⅲ－1 納付書の記載方法

～ 中間申告後の確定申告で、納付と還付が混在した場合～

#### まとめ

#### 事例①

法人事業税の各割、  
特別法人事業税の間のプラスマイナス  
法人都民税内各割の間のプラスマイナス

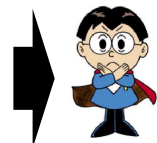


それぞれで  
相殺できる

#### 事例②

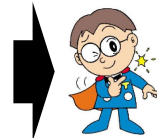
法人事業税・特別法人事業税と  
法人都民税の間のプラスマイナス

1. 申告期限の延長承認を受けている場合



相殺しない

2. 申告期限の延長をしていない場合



相殺できる

20

## Ⅲ－２ 異動届出書の添付書類

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都内の主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所へ届け出てください。</li> <li>登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。</li> </ul>
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地や設置日を確認できる資料をお願いすることがあります。</li> </ul>
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○		<ul style="list-style-type: none"> <li>本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・事業所として（存続・廃止）する。」のいずれかに○をしてください。</li> <li>東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動前又は異動後のどちらかの都税事務所へ届け出てください。</li> </ul>

21

## Ⅲ－２ 異動届出書の添付書類

届出の種類	異動の区分	添付書類		備考
		登記事項証明書 ※2	定款等	
異動届出書 ※1	法人名・本店所在地・資本金などが変更になった場合	○		
	事業年度を変更した場合		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度変更の事実が確認できれば株主総会の議事録等でもかまいません。</li> </ul>
	合併解散をした場合	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>被合併法人（解散により消滅した法人）を所管する都税事務所へ届け出てください。（被合併法人の申告も同様です。）</li> </ul>
	解散した場合	○		
	その他、東京都へ届け出ている事項に変更が生じた場合	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更内容を確認できる書類を添付してください。</li> </ul>

※1 東京都への提出用紙は、「その2（都税事務所・支所提出用）」のみです。

※2 登記事項証明書は、「履歴事項全部証明書」（又は「閉鎖事項全部証明書」）を添付してください。  
なお、東京都へ提出する場合には写しで構いません。

※3 平成29年4月1日以後、国税（法人税）の設立届出書への「登記事項証明書」の添付が不要となりましたが、都税では従来どおり、添付が必要となりますので、ご注意ください。

22

# Ⅲ - 2 異動届出書の添付書類 (参考：主税局HP)

## ▼ 東京都主税局HP トップ ▼

東京都主税局  
Bureau of Taxation

税金の種類 税率Q & A 軽減制度 税金の支払い 各種様式

各種様式

都税事務所等一覧

⑤ 法人事業税  
特別法人事業税  
地方法人特別税  
法人住民税

クリック①

クリック②

# Ⅲ - 2 異動届出書の添付書類 (参考：主税局HP)

## ▼ 東京都主税局HP 申請様式 ▼

東京都主税局  
Bureau of Taxation

税金の種類 税率Q & A 軽減制度 税金の支払い 各種様式 届出事項等一覧

1 申請書・届出書

① 法人設立・支店設置・異動の際の届出

② 通算承認・連結納税の届出

クリック③

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税 申請様式

① 申請書・届出書

① 法人設立・支店設置・異動の際の届出

② 通算承認・連結納税の届出

③ 中小企業向け省庁連携制度による事業移転の届出申請

④ 申告書の提出期限の延長

⑤ eLTAによる申告が困難である場合の特別に関する申請・届出

⑥ 届出申請書

届出の種類	異動の区分	届出書類	備考
法人設立・支店設置届出書	東京都内で法人を新たに設立した場合 ※3	○ ○	
	他の道府県に本店がある法人が、東京都内に初めての事務所等を設置した場合	○ ○	・他の道府県から東京都内へ本店を移転する場合を含みます。
	その他納税義務が生じた場合(人格のない団体が収益事業を開始した場合等)	△ ○	
異動届出書	東京都内の主たる事務所等以外に新たに都内に事務所等を設置した場合	△	・東京都内の主たる事務所等の所在を所管する都税事務所へ届出してください。 ・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地が設置可能である資料をお送りする必要があります。
	東京都内に本店がある法人が、他の道府県に事務所等を設置する場合	△	・登記されていない場合、新たに設置する事務所等の所在地が設置可能である資料をお送りする必要があります。
異動届出書	本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・支店等として(登録・廃止)する。」のいずれかに○をしてください。	△ ※本店は○	・本店の移転の場合、届出書の「旧の本店等は事務所・支店等として(登録・廃止)する。」のいずれかに○をしてください。
	事務所等の移転があった場合	△ ※本店は○	・東京都内で主たる事務所等の移転があった場合は、異動前又は異動後のどちらかの都税事務所へ届出してください。

次のような場合には、都税事務所への届出が必要です。

様式 (PDFデータ)	省令・規則番号	記載要領 (PDFデータ)	eLTA (電子申請) の利用可否
① 法人設立・支店設置、異動の際の届出			
法人設立・設置届出書 法人設立・設置届出書		条例規則第3号様式(乙)その1	○
異動届出書 異動届出書		条例規則第3号様式(乙)	○

記載要領 (PDFデータ)

届出方法・添付書類について

届出方法・添付書類について

クリック④

### Ⅲ－3 eLTAXご利用上の注意点

#### ① 合併があった場合の被合併法人の申告

	国税	地方税
利用者ID	合併法人のIDで 申告・納付	<b>被合併法人</b> のIDで 申告・納付
提出先	合併法人所管の 税務署	<b>被合併法人</b> 所管の 都税事務所

25

### Ⅲ－3 eLTAXご利用上の注意点

#### ② 利用者情報に変更があった場合

住所・代表者等の変更

都税事務所に異動届を提出

eLTAX対応ソフトウェアにて『利用届出（変更）』手続き  
（eLTAXの利用者情報変更も必要なため）

26

## Ⅲ - 4 ホームページのご案内



### eLTAXご利用のお願い



### 東京都主税局ホームページのご案内

### (都税Q&A,各種様式ダウンロード)

27

### eLTAXご利用のお願い

エルタックス  
**eLTAX**  
地方税 ポータルシステム

お問い合わせ | サイトマップ | 文字サイズ | 標準 | 大 | PCdesk (WEB版) | 関係機関ログイン

eLTAXのご案内 | 電子申告 | 共通納税 | 電子申請・届出 | サポート

よくあるご質問  
**FAQ**

検索

- PCdeskのご利用の初めての方もこちらから
- eLTAXのご利用の流れ
- よくあるご質問

ご利用時間  
8:30~24:00  
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く

※ 休日のご利用日については、[こちら](#)をご覧ください。

☑ お問い合わせ前にもまずはこちらを!

28



# 東京都主税局ホームページのご案内

都税の情報は東京都主税局のホームページに掲載しています。

【<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>】

東京都主税局

検索

申告書、届出書等の各種様式は、ホームページの「各種様式」から入手できます。  
「都税Q & A」や「お知らせ」（新着情報）もご覧いただけます。



白 黒 青

サイトマップ

検索



税金の種類

都税Q & A

軽減制度

税金の支払い

各種様式

都税事務所等一覧

最終更新日：令和4年6月27日

## 新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ

▶ 納税が困難な方へ（猶予制度のご案内）

▶ 口座振替による納税の受付について

▶ 都税の納付方法について教えてください。

報道発表

お知らせ

関連サイト

6月22日

NEW

「地方税賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護審査会（審）」に関する意見書等の実施に

6月27日

NEW

夏休み親子税金教室を開催

Tokyo Tokyo

29

## 都税Q & Aのご紹介



30

# AIチャットボットサービス



お問合せにAIが  
お答えします



右下のバナーをクリック



カテゴリの中から質問  
内容を選ぶことが  
可能です。

任意の質問を入力することが可能です。

## お問い合わせ先

### 《法人二税の内容について》

中央都税事務所 法人事業税課 (平日8時30分～17時)  
03-3553-2151 (代表番号)

### 《eLTAXについて》(地方税共同機構)

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点等がございましたら、上記ホームページの  
「よくあるご質問」をご覧ください。



# 固定資産税（償却資産） 申告のお願い

申告を担当される税理士の  
皆様へのご案内です



## 償却資産 とは？

申告の手引き 3 ページ参照

土地及び家屋以外の「事業用資産」で、減価償却費が経費に算入されているもの。  
(地方税法第341条第4号)

1月1日（賦課期日） 現在所有している償却資産を申告することになっています。  
(地方税法第383条)

### 償却資産の種類と具体例

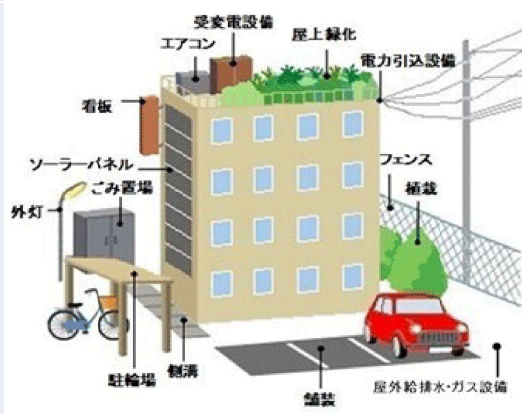
資産の種類		主な償却資産の例示
①	構 築 物 (建物附属設備含む)	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板等 受変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 賃借人(テナント)等が施工した内装・造作、建築設備等
②	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、 機械式駐車場設備(ターンテーブル含む)等
③	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
④	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車等 ※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック 等は対象外
⑥	工 具 、 器 具 及 び 備 品	事務機器、事務机・椅子、陳列ケース、レジスタ、ルームエアコン、 医療機器、理容・美容機器、測定工具、検査工具等

# 家屋と償却資産の区分

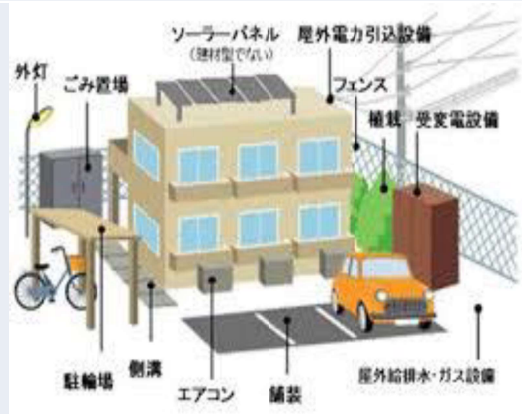
申告の手引き3、4ページ参照

## 償却資産として申告するもの

### 事務所ビル



### 賃貸アパート



① 独立した機械及び装置としての性格が強いもの	受変電設備、自家発電設備、ルームエアコン、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
② 家屋と構造上一体となっていないもの	屋外に設置された給水塔、ガス及び水道の配管等
③ 特定の生産又は業務の用に供されるものなど	工場における動力源、熱源、水処理、汚水処理、ホテル、病院、社員食堂等における厨房設備等

テナント等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等は、  
**テナント等の方の申告の対象**です。

# 国税の取扱いとの主な違い

申告の手引き22ページ参照

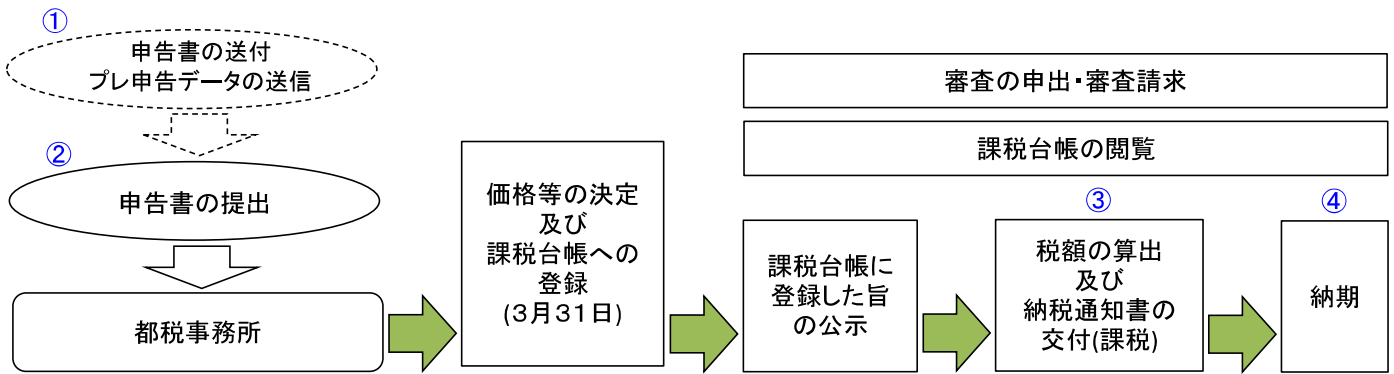
国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却資産の基準日	事業年度（決算期）	償却資産の基準日
減価償却の方法	旧定率法・旧定額法等の選択制度 定率法・定額法等の選択制度	原則として「固定資産評価基準」※に定める減価率によります（定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます	金額にかかわらず認められません

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

# 申告から課税までのながれ

申告の手引き5ページ参照



## ①申告書の送付・プレ申告データの送信（12月20日頃）

前年度の評価額（課税標準額）が概ね100万円を超える事業者に対して申告書の送付及びeLTAX（地方税ポータルシステム）によりプレ申告データの送信を行います。

## ②申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。申告は、郵送、窓口への来所、eLTAXによる送信、のいずれかの方法により行ってください。

## ③税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

下の算式により税額を算出し、6月上旬に納税通知書を交付します。

【税額 = 課税標準額 × 税率 [100分の1.4]】

なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税がされないため、納税通知書を交付しません。

## ④納期

通常4回の納期（6月、9月、12月、2月）に分けて納めていただくことができます。

# 申告書の書き方（種類別明細書）

●確定申告書等に記載された償却資産を種類別明細書に書き写します。

（初めてご申告される方は、対象となる資産をすべて書き写してしてください。）

## 確定申告書「減価償却費の計算」のページ

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	償却率 又は 定率	摘要
外構工事	1式	2.5	1,000,000	参照不要		15		
東京ハイツ	1棟	2.5	1,200,000			34		
エアコン	2台	2.5	800,000			6		
ソフトウェア	1式	2.6	500,000			5		
棚	1式	2.8	150,000			1/3		
パソコン	1台	2.10	200,000					一括償却 即時償却

①家屋の中に含まれる償却資産は抜き出して  
ください。

②無形固定資産は申告の対象外です。

③3年間で一括償却した資産については、  
申告の対象外です。

④少額資産の特例により、経費算入した資産  
は申告の対象です。

## 種類別明細書

・資産の種類

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機  
5 車両及び運搬具 6 工具器具及び備品

令和 年度  
種類別明細書（増加資産・全資産）

・耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」  
に掲げる耐用年数を記入してください。

番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)				耐用年数	償却率	摘要	
					年	月	日	十	百	千	円				
01		1	外構工事	1	5	2	5	1,000,000	15	0.					
02		1	受変電設備	1	5	2	5	1,200,000	15	0.					
03		6	エアコン	2	5	2	5	800,000	6	0.					
04		6	パソコン	1	5	2	10	200,000	4	0.					
05					5					0.					

第二十六号様式別表（提出用）

# 申告書の書き方（償却資産申告書）

●償却資産申告書に事業者の氏名・住所や取得価額の合計等を記入します。

**住所**  
納税通知書の送付先をご記入ください。

**氏名**  
共有の場合は「代表者外〇名」という共有名義でご記入ください。併せて、「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

令和4年度より押印は不要となりました。

**取得価額（前年中に取得したもの）**  
種類別明細書に記載した資産の取得価額の合計額を記入します。  
※申告もれや移動により受け入れた資産についても、その資産を初めて申告される場合は「前年中に取得したもの（イ）」に合計額を記入してください。

**資産所在地 事業所用家屋の所有区分**  
記入もれにご注意ください。

取得価額	前年中に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）
1 総計	1000000	1000000	3200000

資産の種類	標準額	件数
1 総計		

## よくあるご質問

### Q 1 毎年申告する必要がありますか？

税務署に所得税の確定申告を行っている方でも、別途、資産の所在する区にある都税事務所に固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

### Q 2 申告もれがあった場合はどうすればよいですか？

修正申告書をご提出ください。修正申告書の提出が難しい場合は、翌年度の申告の際に、申告もれ資産が分かるように明細書に記載の上ご提出ください。

### Q 3 年度途中で23区内で事務所等を移転した場合の申告書の提出先はどこですか？

（例）令和4年9月に港区から中央区に移転した場合の令和5年度の申告書の提出先  
中央区税務事務所…1月1日現在、中央区内に所有している資産を申告してください。  
港区税務事務所…1月1日現在、港区内に所有している資産を申告してください。  
➤港区内に所有している資産が事務所の移転等により全てなくなった場合は、全品減少の申告をお願いします。）

中央区内に所有している資産は  
東京都中央都税事務所へ  
ご申告よろしくお願ひいたします



ご不明点はお気軽にお問ひ合わせください  
☎ 03-3553-2169 (償却資産班 直通)



# 地方税共通納税システム について



令和4年10月25日  
東京都中央都税事務所徴収課

 東京都主税局



## 目 次

1	電子納税とは	2	～	6	頁
2	電子納税の手順	7	～	39	頁
3	ご利用に当たって	40	～	43	頁



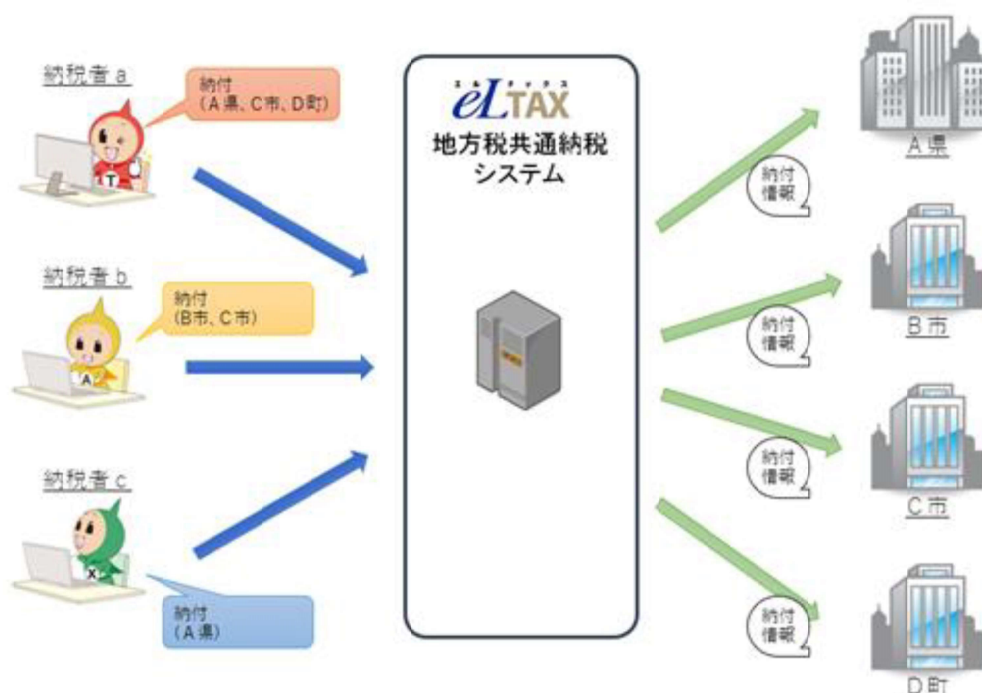


# 1 電子納税とは

2



## 地方税共通納税システムのイメージ



3



## 電子納税でできること

- ① 金融機関等の窓口へ行かずに納税することができます。
- ② 全ての地方公共団体へ電子納税することができます。
- ③ 複数の地方公共団体へ一括で納税することができます。
- ④ 電子申告の情報を引き継いで納税することができます。
- ⑤ 事前に登録した口座を指定して直接納税することができます。（ダイレクト納付）
- ⑥ 地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関から納税することができます。

4



## 電子納税に対応している税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税（地方法人特別税）
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税
- 都道府県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）

5



## 電子納税の方式

- ① **ダイレクト方式**  
事前に登録した口座を指定して直接納税する方式です。
- ② **情報リンク方式**  
インターネットバンキングへ納付に関する情報を引き継ぎ、地方税共通納税システムから一連の操作で納税する方式です。
- ③ **オンライン方式**  
地方税共通納税システムで発行した納付に関する情報をATMやインターネットバンキングに入力して納税する方式です。

※ クレジットカード納付・コンビニ納付には対応していません。

6

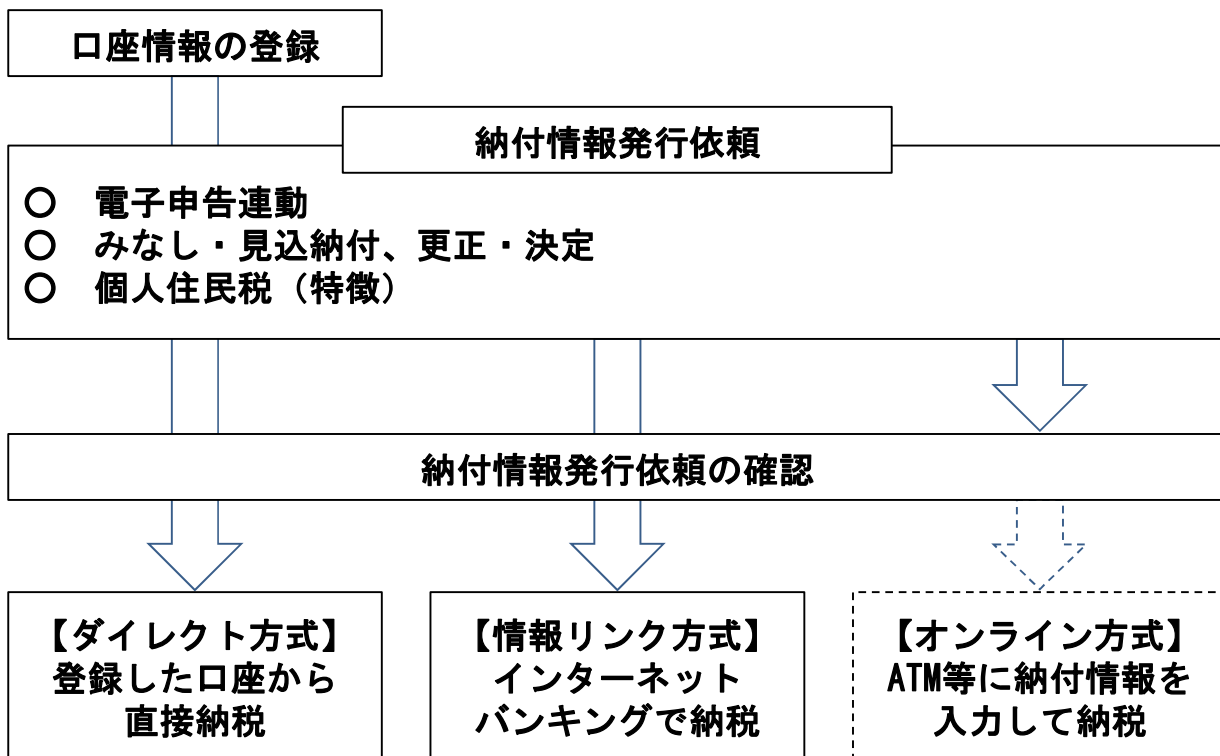


## 2 電子納税の手順

7



# 電子納税の手順



# eLTAX対応ソフトと機能

機能 ソフト		利用届出			申告	申請 届出	納税		メッ セージ 照会	処分 通知等 照会
		新規	廃止	変更 ・ 照会			口座 登録	納税		
P C d e s k	ダウンロード DL版	△	○	○	○	×	○	○	○	○
	ウェブ WEB版	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	スマートフォン SP版	×	×	×	×	×	×	×	○	×
市販税務ソフト		各社の仕様による				×	各社の仕様による			



## PCdeskメインメニュー

申請届出・納税

地方税に関する申請届出、納税の各手続きについて、データの作成～送信等を行います。

 <b>申請・届出書の作成</b> > 申請・届出書の作成を行います。	 <b>申請・届出書の照会・編集</b> > 保存又は送信した申請・届出書の照会や、編集、複写、署名、送信を行います。
 <b>申請・届出書の読込</b> > 作成途中で一時保存した申請・届出書の読込を行います。	 <b>追加添付資料の作成</b> > 既に送信した申請・届出書に対して添付資料・財務諸表の追加を行います。
 <b>受付状況照会</b> > 送信した申請・届出書の受付状況を照会します。	 <b>納税メニュー</b> > 発行依頼した納付情報の確認及び納付を行います。
 <b>代理行為の承認</b> > 代理人からの代理行為承認依頼への回答を行います。	

10



## 2-1 口座情報の登録

11



## 口座情報の登録①

### 口座情報の登録

#### 納付情報発行依頼

- 電子申告連動
- みなし・見込納付、更正・決定
- 個人住民税（特徴）

#### 納付情報発行依頼の確認

**【ダイレクト方式】**  
登録した口座から  
直接納税

**【情報リンク方式】**  
インターネット  
バンキングで納税

**【オンライン方式】**  
ATM等に納付情報を  
入力して納税

12



## 口座情報の登録②

#### 納税メニュー

##### 口座情報の登録・変更

ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。



##### 口座情報の登録 >

口座情報の登録を行います。



##### 口座情報の確認・変更 >

口座情報の確認及び変更を行います。

#### 納付情報発行依頼

電子納税に必要な電子的な納付書を作成します。



##### 電子申告連動 >

電子申告を行った申告の  
納付情報発行依頼を行います。



##### 個人住民税（特徴） >

個人住民税（特徴）の  
納付情報発行依頼を行います。



##### みなし・見込納付、更正・決定 >

みなし・見込納付、更正・決定の  
納付情報発行依頼を行います。

13



## 口座情報の登録③

- 一 地方税共同機構の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の地方税等の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私(当社)が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などはいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には、私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から貴店(組合)に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

同意する

同意しない

14



## 口座情報の登録④



口座情報入力

1 口座情報入力 2 確認 3 完了

口座に関する情報、口座開設時に金融機関へ届け出た住所等の情報を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

金融機関名を入力する際は、「金融機関選択」ボタンをクリックしてください。

法人の場合は、代表者肩書(カナ/漢字)、代表者氏名(カナ/漢字)に、会社名・金融機関お届けの肩書・代表者氏名を省略せずに、正確に入力してください。

※口座名義人氏名(カナ)(社名もしくは氏名)が40桁を超える場合、以下のように省略可能です。

株式会社〇〇 ⇒ カ)〇〇

〇〇株式会社 ⇒ 〇〇(カ)

入力した内容は、申込用紙及びラベルに印刷されます。

「利用者情報を転記」ボタンをクリックすると、現在登録されている利用者情報を郵便番号から法人名称(氏名)までの項目に転記します。

利用者情報を転記

郵便番号	必須	530 - 0001	(半角数字) 住所検索
住所	必須	大阪府大阪市北区梅田1丁目	
ビル・マンション名など		地方税第一ビル1階	
電話番号	必須	0863000002	(半角数字、( )及び-)
法人名称	必須	株式会社 地方税商事	
口座名義人氏名(カナ) (社名もしくは氏名)	必須	カブシキガイシャ チホウゼイショウジ	
口座名義人氏名(漢字) (社名もしくは氏名)	必須	株式会社 地方税商事	

15



## 口座情報の登録⑤

口座情報登録確認

1 口座情報入力 2 確認 3 完了

入力した内容を確認してください。誤りがなければ「次へ」ボタンをクリックしてください。  
入力した内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。

郵便番号	530-0001		
住所	大阪府大阪市北区梅田1丁目		
ビル・マンション名など	地方税第一ビル1階		
電話番号	08630000002		
法人名称	株式会社 地方税商事		
口座名義人氏名(カナ)	カブシキガイシャ チホウゼイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク チホウゼイタロウ		
口座名義人氏名(漢字)	株式会社 地方税商事 代表取締役 地方税太郎		
金融機関名	みずほ銀行	支店名	三鷹支店
口座種別	1.普通		
口座番号	1234567		
記号-番号			

< 戻る

次へ

16



## 口座情報の登録⑥

口座情報登録結果

1 口座情報入力 2 確認 3 完了

以下の内容で、口座情報を仮登録しました。

(注) 「社判(社名ゴム印)」の使用有無を選択、「申込用紙印刷」ボタンをクリックし、金融機関への申込用紙を印刷してください。  
申込用紙印刷後、金融機関届出印を押印し、金融機関へ郵送してください。  
なお、「社判使用あり」を選択して印刷した場合は、預金名義人欄が空白で印刷されるため、金融機関に届け出ている口座名義の社判を押印してください。

ダイレクト納付申込用整理番号	000013285		
郵便番号	530-0001		
住所	大阪府大阪市北区梅田1丁目		
ビル・マンション名など	地方税第一ビル1階		
電話番号	08630000002		
法人名称	株式会社 地方税商事		
口座名義人氏名(カナ)	カブシキガイシャ チホウゼイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク チホウゼイタロウ		
口座名義人氏名(漢字)	株式会社 地方税商事 代表取締役 地方税太郎		
金融機関名	みずほ銀行	支店名	三鷹支店
口座種別	1.普通		
口座番号	1234567		
記号-番号			

社判(社名ゴム印)

社判使用あり

社判使用なし

申込用紙印刷

納税メニューへ

17





# 口座情報の登録⑦

ダイレクト 申込処理番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 **eLTAX** 金融機関引出

地方税ダイレクト納付口座振替依頼書

取扱金融機関印中 令和 年 月 日

私(当社は、地方税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を  
 締約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒100-0000) 電話番号 03-0000-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇		
フリガナ	マホウセイ(株)ダイレクトシステム マホウセイ 太郎		金融機関お届け印
預金名義人	地方税 株式会社 代表取締役 地方税 太郎		印
取扱金融機関	地方税 銀行	地方税 支店	
	金融機関コード	0 0 0 0	支店コード 0 0 0
	預金種別	1 普通	口座番号 0 0 0 0 0 0 0
ゆうちょ銀行	記号番号		

2 振替日時：納付情報送付日時

3 利用開始日：地方税ダイレクト納付登録完了通知の受信日以降

※ 振替口座は、振替口座の振替の事由により必要と認められた場合には、私(当社)に通知することなく解除されても異議はありません。

※ この取扱について、私に御届がなくても、貴店(銀行)の責任によるものを含め、貴店(銀行)には請求をかけたままです。

<金融機関使用欄>

(不備事由)	1 印鑑相違	5 名義人相違	検印	印鑑照合	受付印
	2 印鑑不鮮明	6 住所相違			
	3 口座番号相違	7 店舗名称相違			
	4 口座送付なし	8 その他			

※ 処理番号が判別不能で審査結果未入力の方は右欄に✓チェックしてください。

(不備書類返却先) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-3 空町村会館内館6階 地方税共同機構 地方税ダイレクト納付口座振替依頼書担当 宛

判別不能未入力分 右欄 ✓印

18



# 口座情報の登録⑧



メッセージ照会

メッセージの内容は以下のとおりです。  
表示している内容は、「印刷」ボタンから印刷することができます。

発行元	eLTAX 地方税ポータルシステム		
発行日時	2019/09/17 20:10:45	表示期限	2020/01/15
件名	口座登録通知 (審査結果)		
メッセージ本文	ダイレクト方式による納付で使用する口座の登録が完了しました。本日より、使用可能です。(MUE4001)		
登録日	2019/09/17		

19

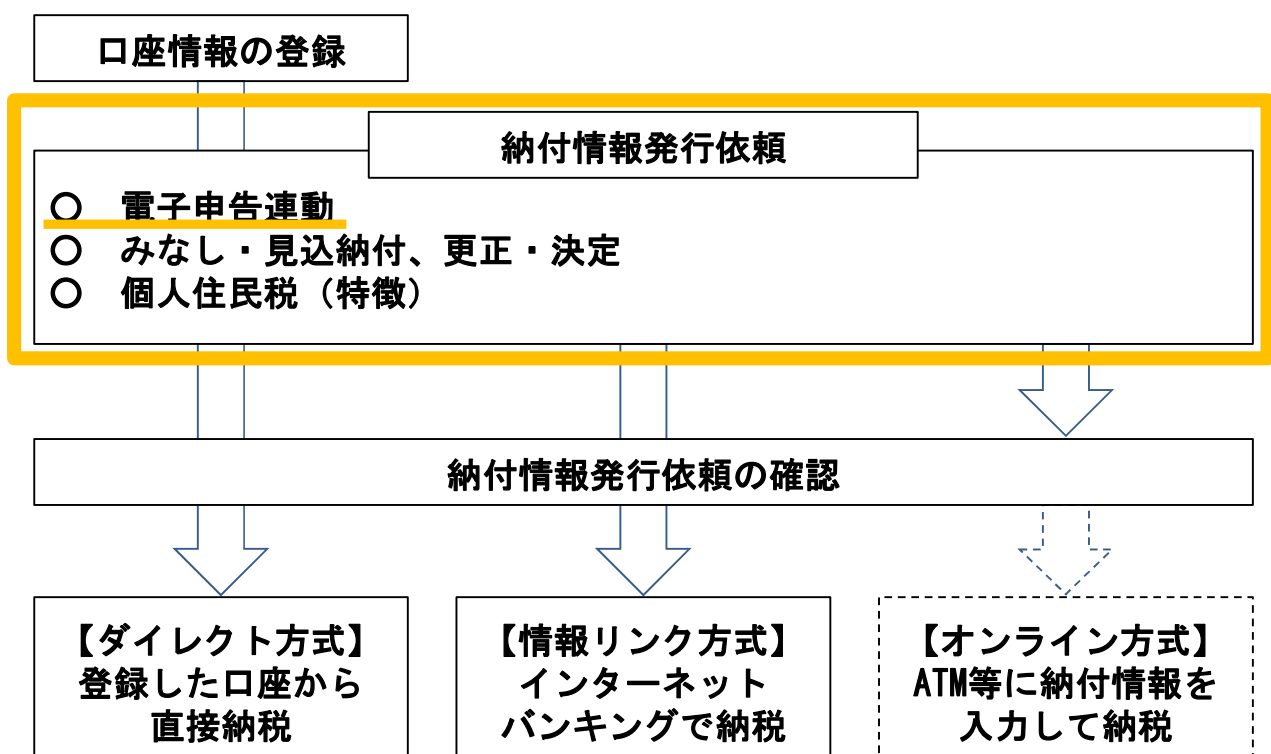


## 2-2 納付情報発行依頼 (電子申告連動)

20



### 納付情報発行依頼 (電子申告連動) ①



21



## 納付情報発行依頼（電子申告連動）②

納税メニュー

口座情報の登録・変更 ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

口座情報の登録 > 口座情報の登録を行います。

口座情報の確認・変更 > 口座情報の確認及び変更を行います。

納付情報発行依頼 電子納税に必要な電子的な納付書を作成します。

電子申告連動 > 電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。

個人住民税（特徴） > 個人住民税（特徴）の納付情報発行依頼を行います。

みなし・見込納付、更正・決定 > みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。

22



## 納付情報発行依頼（電子申告連動）③



### 納付対象申告一覧

1 納付対象一覧 2 納入金一覧 3 納入金確認 4 発行依頼完了

#### 検索条件指定

検索条件を指定し、「検索」ボタンをクリックしてください。

表示された一覧から納付対象の申告データを選択後、「次へ」ボタンをクリックして、納付情報発行依頼を行ってください。

手続名 税目区分 必須 事業所税  
 申告区分 必須 納付  
 事業年度・期別等 必須 令和02 年 5 月 1 日 ~ 令和03 年 4 月 30 日

発行依頼状況

全て 依頼未・要再発行 依頼未 要再発行 依頼済

検索

クリア

#### 納付対象申告一覧

No	選択	納付先	手続名	事業年度・期別等	申告額	納付税額	発行依頼	職権訂正	申告受付番号	申込書受付日時	特
1	<input checked="" type="checkbox"/>	し横市長	事業所税 納付申告	R02/05/01~ R03/04/30	800円	0円			R1-2022- 00000500	2022/02/18 09:00	
2	<input type="checkbox"/>	し横市長	事業所税 納付申告	R02/05/01~ R03/04/30	308,600円	0円	依頼済		R1-2022- 00000473	2022/02/17 16:06	

23



## 納付情報発行依頼（電子申告連動）④

**納付・納入金額入力**

納付・納入金額の入力後、発行情報の発行依頼を行います。  
 明細の修正を行う場合は、「明細修正」ボタンをクリックしてください。  
 内容に誤りがあれば、「戻る」ボタンをクリックしてください。

**納付・納入金額入力 (総括表)**

納税者の氏名  
又は名称

利用者名(カナ)

利用者名(漢字)

住所

手続名

納付・納入金額内訳

本税合計	1,987,500円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	1,987,500円

**納付・納入金額入力 (明細)**

編成	No	納付先	事業年度・期別等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
	1	宮城県大河原国税事務所長	H31/04/01~R02/03/31	1,987,500円	0円	0円	0円	1,987,500円

納付情報発行依頼を複数送信する場合は、他の納付情報と区別できるような説明を、まとも納付見出しに記入してください。

まとも納付見出し  (全角)

[次へ](#)

**納付・納入金額確認**

納付情報発行を依頼します。  
 内容を確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。

**納付・納入金額 (総括表)**

納税者の氏名  
又は名称

利用者名(カナ)

利用者名(漢字)

住所

手続名

納付・納入金額内訳

本税合計	1,987,500円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	1,987,500円

**納付・納入金額 (明細)**

No	納付先	事業年度・期別等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
1	宮城県大河原国税事務所長	H31/04/01~ R02/03/31	1,987,500円	0円	0円	0円	1,987,500円

まとも納付見出し

[送信](#)



## 納付情報発行依頼（電子申告連動）⑤

発行元	地方税共同機構		
発行日時	2019/06/05 15:37:58	表示期限	2019/10/03
件名	納付情報発行結果		
メッセージ本文	<p>納付情報が発行され、納付が可能になりました。          納税メニューから納付手続きを行ってください。(MRE0011)</p> <p>&lt;&lt;&lt;納付情報発行依頼情報(総括情報)&gt;&gt;&gt;          納付情報発行日:R01年06月05日          まとも納付見出し:          税目:個人住民税(特徴)          納税者の氏名(名称):株式会社 地方税商事          利用者名(カナ):チホウセイショウジ          利用者名(漢字):地方税商事          明細数:仙台市等 全1件          納付・納入金額合計:800,000円</p> <p>&lt;ページー納付情報※&gt;          収納機関番号:13800          納付番号:24240774381605          確認番号:423764          納付区分:18395020601</p> <p>※金融機関のATMやインターネットバンキングで支払う場合は、ページー納付情報を入力します。</p>		
受付日時	2019/06/05 15:37:58		
手続名	個人郡道府県民税・市区町村民税(特別徴収)		
納入対象年月	2020/06		
まとも納付見出し			
合計金額	800,000円		

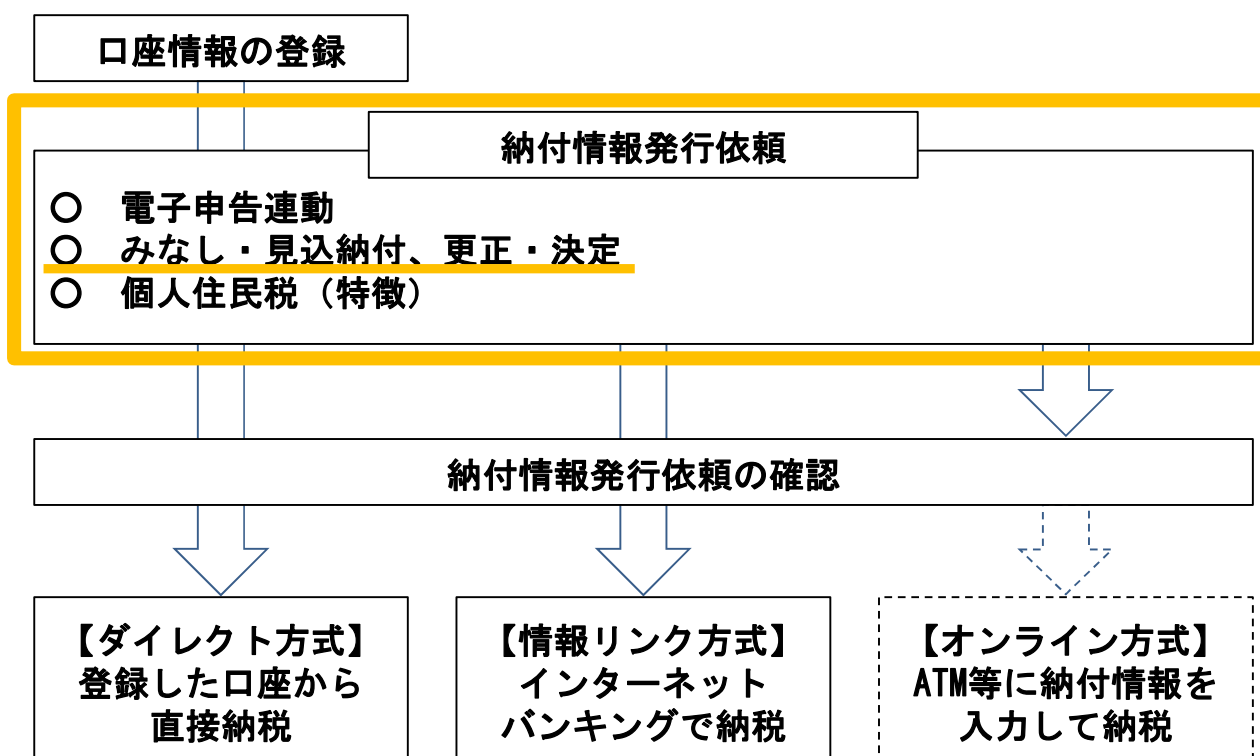


## 2-3 納付情報発行依頼 (みなし・見込納付)

26



### 納付情報発行依頼 (みなし・見込納付) ①



27



# 納付情報発行依頼（みなし・見込納付）②

納税メニュー

口座情報の登録・変更      ダイレクト方式の電子納税で使用する口座情報を管理します。

**口座情報の登録** >      口座情報の登録を行います。

**口座情報の確認・変更** >      口座情報の確認及び変更を行います。

納付情報発行依頼      電子納税に必要な電子的な納付書を作成します。

**電子申告連動** >      電子申告を行った申告の納付情報発行依頼を行います。

**個人住民税（特徴）** >      個人住民税（特徴）の納付情報発行依頼を行います。

**みなし・見込納付、更正・決定** >      みなし・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を行います。



# 納付情報発行依頼（みなし・見込納付）③

納付情報作成方法選択

1 作成方法選択    2 納入金一覧    3 納入金確認    4 発行依頼完了

納付情報の作成方法を選択します。  
以下のいずれかを選択してください。

**手入力による作成**

申告税目、申告区分、事業年度・期別等を入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。  
確定申告期限を延長し、見込額で納付を行う場合は、「確定申告（見込納付）」を選択してください。  
中間申告期限内に、仮決算に基づく中間申告書を提出しなかった場合には、予定申告が行われたとみなされます（みなし申告）。このみなし申告による中間納付を行う場合は、「予定申告（みなし納付）」を選択してください。

申告税目	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税
申告区分	予定申告（みなし納付）
事業年度・期別等	令和01 年 5 月 1 日 ~ 令和02 年 4 月 30 日

過去の納付情報をもとにして作成

ファイル取込による作成

対象のファイルを選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

ファイル名       ファイル選択

金融所得課税の延滞金・加算金の納付を行う場合は、こちらから対象となる申告データを選択して納付情報を作成してください。

< 戻る      次へ >



# 納付情報発行依頼（みなし・見込納付）④

納付・納入金額一覧

作成方法選択 納入金一覧 納入金額確認 発行依頼完了

納付・納入金額の入力後、納付情報の発行依頼を行います。  
 明細の追加を行う場合は、「追加」ボタンをクリックしてください。  
 明細の修正・削除を行う場合は、「編集」ボタン、「削除」ボタンをクリックしてください。  
 内容に戻りたければ、「次へ」ボタンをクリックしてください。

納付・納入金額入力（総括表）

納税者の氏名  
又は名称 株式会社 地方税

利用者名(カナ) 必須 チホウセイ (全角英大文字、全角数字、全角カナ大文字、全角スペース)

利用者名(漢字) 必須 地方税

住所 必須 東京都千代田区千代田1-2-3

手続名 法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告（見込納付）

納付・納入金額内訳

本税合計	0円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	0円

納付・納入金額入力（明細）

追加



# 納付情報発行依頼（みなし・見込納付）⑤

明細情報入力（みなし納付・見込納付、更正・決定）

作成方法選択 納入金一覧 明細情報入力

明細情報入力

みなし納付・見込納付、更正・決定の納付情報発行依頼を作成するために、必要となる情報を入力します。  
 必須項目と税額を入力後、「確定」ボタンをクリックしてください。

納税者の氏名又は名称 株式会社 地方税 太郎

地方公共団体 必須 東京都

区・事務所等 必須 東京都千代田区千代田事務所

申告税目 法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税

申告区分 確定申告（見込納付）

事業年度・期別等 R01 年 5 月 1 日～ R02 年 4 月 30 日

備考

納付・納入金額入力

各内訳にマイナスの金額を入力した場合は、「納付額計算」ボタンを押し下し、金額を調整してください。

法人都道府県民税 法人税割額	50,000円
法人都道府県民税 均等割額	0円
法人事業税 所得割額	0円
法人事業税 付加価値割額	0円
法人事業税 資本割額	0円
法人事業税 取入割額	0円
地方法人特別税	0円
本税合計	50,000円



# 納付情報発行依頼（みなし・見込納付）⑥

納付・納入金額一覧

1 作成方法選択 2 納入金一覧 3 納入金額確認 4 発行依頼完了

納付・納入金額の入力後、納付情報の発行依頼を行います。  
 明細の追加を行う場合は、「追加」ボタンをクリックしてください。  
 明細の修正・削除を行う場合は、「編集」ボタン、「削除」ボタンをクリックしてください。  
 内容に誤りがなければ、「次へ」ボタンをクリックしてください。

**納付・納入金額入力（総括表）**

納付者の氏名  
又は名称 株式会社 地方税

利用者名(カナ)   (全角英文字、全角数字、  
全角カナ文字、全角スペース)

利用者名(漢字)

住所

手続名

納付・納入金額内訳

本税合計	50,000円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	0円
合計額	50,000円

**納付・納入金額入力（明細）**

追加 全 1 件

編集	No	納付先	事業年度・期間等	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
<input type="button" value="✎"/>	1	宮城県大河原県 税務課所長	R01/05/01~R02/04/30	50,000円	0円	0円	0円	50,000円

32



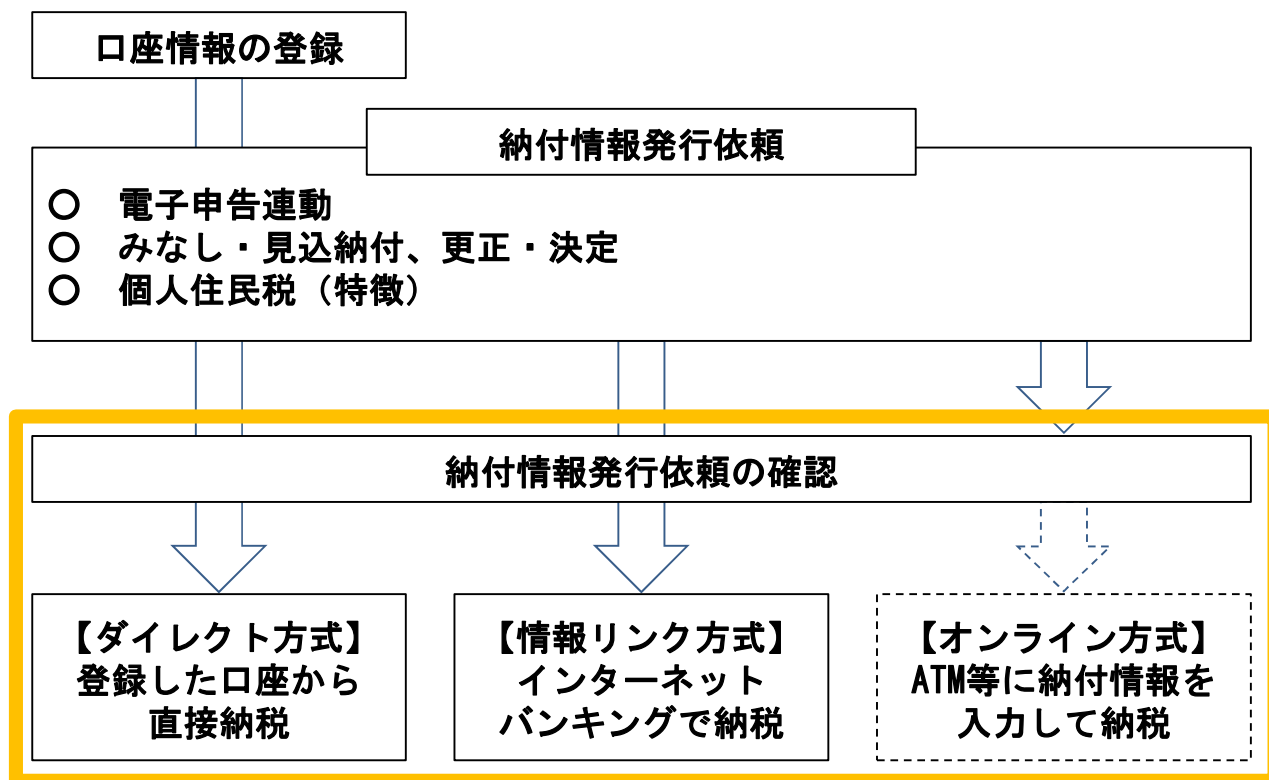
## 2-4 納付情報発行依頼の確認・納付

33





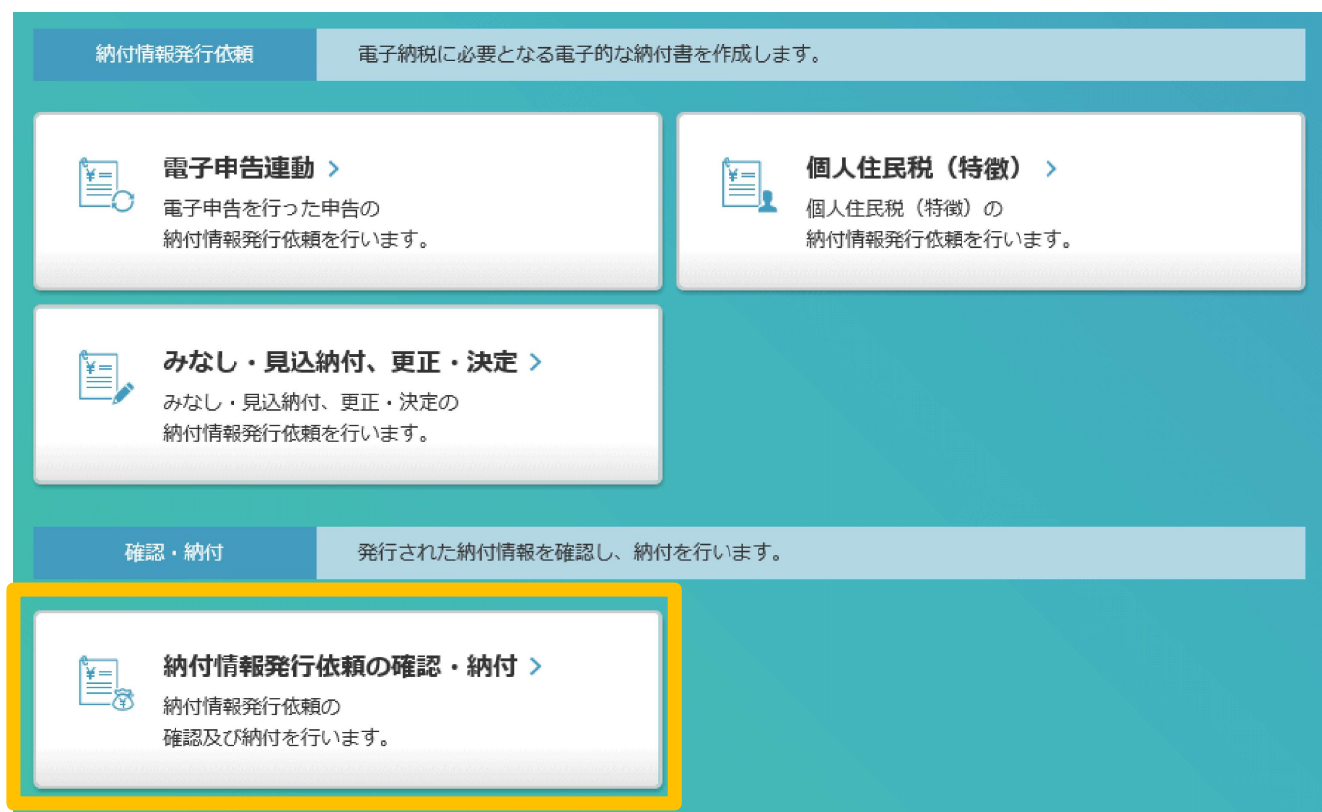
## 納付情報発行依頼の確認・納付①



34



## 納付情報発行依頼の確認・納付②



35



# 納付情報発行依頼の確認・納付③

## 検索条件指定

検索条件を指定し、「検索」ボタンをクリックしてください。

手続名 
  
 事業年度・期別等  年  月  日 ~  年  月  日

納付状況

## 納付情報一覧

対象とする納付情報を1つ選択し、「次へ」ボタンをクリックしてください。

選択	No	納付状況	納付情報作成日時	手続名	まとめ納付見出し	見込・みなし	事業年度・期別等	納付対象年月	納付方法(※1)	指定納付日
<input checked="" type="checkbox"/>	1	納付可	2019/09/09 17:45	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告	宮城県大河原県事務所長		H31/04/01~R02/03/31			
<input type="checkbox"/>	2	納付可	2019/09/09 18:59	法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告		○	R01/05/01~R02/03/31			



# 納付情報発行依頼の確認・納付④

納付発行情報の納付状況が「納付可」となっている場合、電子納付を行うことができます。電子納付を行う場合は、「次へ」ボタンをクリックしてください。

### 納付・納入金額(総括表)

納税者の氏名又は名称 
  
 利用者名(カナ) 
  
 利用者名(漢字) 
  
 住所 
  
 手続名 
  
 納付対象年月

納付状況 
  
 収納機関 
  
 振込内容 
  
 収納機関番号 
  
 納付番号 
  
 確認番号 
  
 納付区分 
  
 まとめ納付見出し

本税合計	15,000円
加算金合計	0円
督促手数料合計	0円
延滞金合計	21,800円
合計額	36,800円

**【オンライン方式】  
ATM等に納付情報を入力して納税**

### 納付・納入金額(明細)

全1件

No	納付先	納付対象年月	指定番号	本税合計	加算金合計	督促手数料合計	延滞金合計	合計額
1	仙台市長	R02/06		15,000円	0円	0円	21,800円	36,800円



# 納付情報発行依頼の確認・納付⑤

納付方法選択

1 納付情報一覧 2 納付情報確認 3 納付方法選択 4 納付確認 5 納付

インターネットバンキングによる納付を行う場合は[インターネットバンキング]、ダイレクト方式による納付を行う場合は[ダイレクト方式]を選択してください。  
※ダイレクト方式が利用可能な口座の登録がない場合は、[ダイレクト方式]は選択できません。

納付方法選択

インターネットバンキング  
「次へ」ボタンをクリックしてください。

**ダイレクト方式**

支払口座一覧から使用する口座を選択し、次に納付方法を選択してから「次へ」ボタンをクリックしてください。

支払口座一覧

選択	金融機関名	支店名	科目	口座番号	記号-番号	口座名義人(漢字)	口座情報
<input checked="" type="radio"/>	みずほ銀行	会津支店	普通	11111111		株式会社 地方税商事 代表取締役 地方税太郎	[注]

納付方法

今すぐ納付を行う。

納付日を指定して納付を行う。

納付日を指定する場合は納付期限に注意してください。  
納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。  
指定された期日の前日までに口座残高を必ずご確認ください。

年 月 日

戻る 次へ

**【情報リンク方式】  
インターネット  
バンキングで納税**

地方税共同機構への支払を行う金融機関を選択してください  
※農協、漁協をご利用になる場合、リンク先のページにて再度金融機関の選択が必要です

個人用: ゆうちょ銀行 銀行 信用金庫 組合 農協 漁協 労働金庫  
法人用: ゆうちょ銀行 銀行 信用金庫 組合 農協 漁協 労働金庫  
その他: その他

個人用:納付情報を引き継ぐ金融機関選択

- ゆうちょ銀行
- ゆうちょ銀行
- 銀行
- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- 埼玉りそな銀行
- 三菱UFJ銀行
- りそな銀行
- シブパネット銀行
- 東北銀行
- 北海道銀行
- 青森銀行
- みちのく銀行
- 秋田銀行
- 北都銀行
- 岩手銀行
- 山形銀行
- 七十七銀行
- 東北銀行
- 東おき銀行

**【ダイレクト方式】  
登録した口座から  
直接納税**



# 納付情報発行依頼の確認・納付⑥

納税者の氏名又は名称: zsb04321569 (株) 共通納税法人利用者 010

発行元: 地方税共同機構

発行日時: R01/08/27 09:33:30 表示期限: R01/12/25

件名: 納付結果通知

メッセージ本文: 納付が完了しました。(MRE0021)  
<<<納付情報(総括情報)>>>  
納付完了日: R01年08月27日  
まとめ納付見出し:

受付日時: R01/08/27

手続名: 法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税 確定申告

事業年度・期別等: H30/04/01 ~ H31/03/31

納付金額: 1,500,000円

閉じる



### 3 ご利用に当たって

40



#### 共通納税の利用可能時間

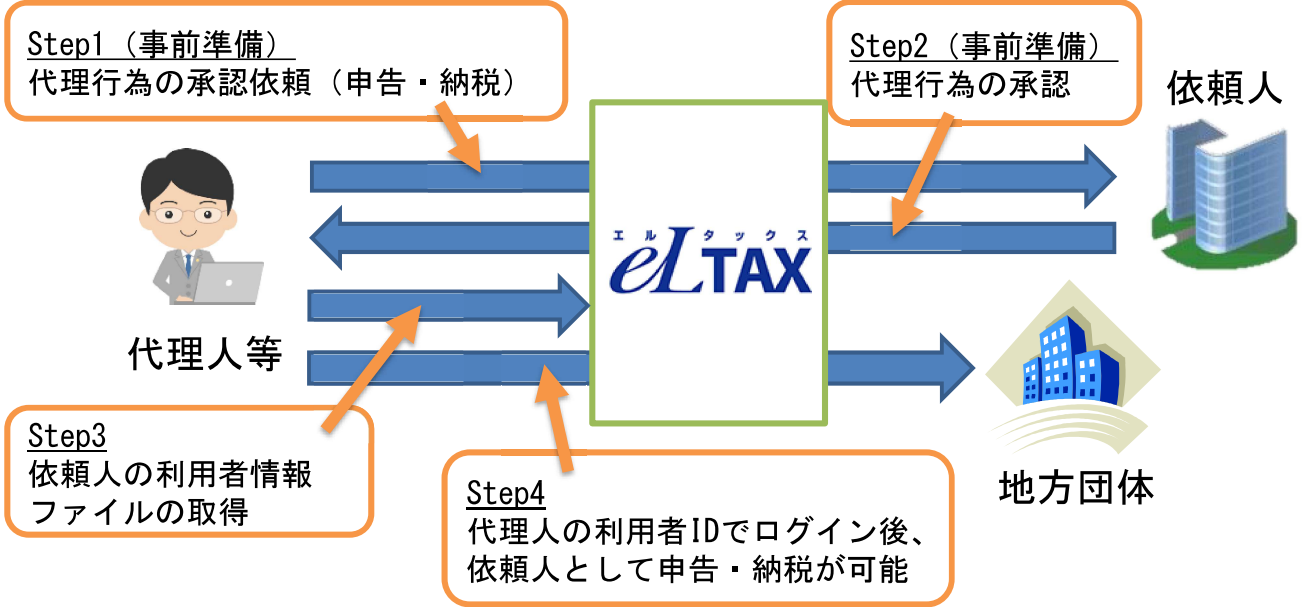
通常期	3月16日～ 1月14日	平日	8:30-24:00	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 12月29日～1月3日は除く</li><li>・ 毎月最終土曜日とその翌日の日曜日は利用可能</li></ul>
繁忙期	1月15日～ 1月31日	毎日	0:00-24:00	<ul style="list-style-type: none"><li>・ メンテナンス時間帯は除く</li></ul>
	2月1日～ 3月15日		8:30-24:00	

41



# 代理人による納税

事前に代理行為の承認依頼を実施し、依頼人が承認することで、代理人による申告・納税が可能。



# サポート情報

The screenshot shows the eLTAX website's support page. The header includes navigation links for 'お問い合わせ' (Contact Us), 'サイトマップ' (Site Map), '文字サイズ' (Text Size), '標準' (Standard), '大' (Large), 'PCdesk (WEB版)' (PCdesk (WEB version)), and '自治体等ページ' (Local Government Pages). The main content area is titled 'サポート' (Support) and features several menu items: '各種ドキュメント' (Various Documents), '用語集' (Glossary), 'よくあるご質問' (Frequently Asked Questions), 'お問い合わせ' (Contact Us), and 'アンケート' (Survey).

**eLTAXヘルプデスク**  
 電話番号：0570-081459 ※繋がらない場合：03-5521-0019  
 月～金 9:00～17:00